

北海道留萌海区 定置漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
増さけ定第1号	増毛郡増毛町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から11月30日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桟長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から9月2日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
増さけ定第2号	増毛郡増毛町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から11月30日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桟長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から9月2日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
増さけ定第3号	増毛郡増毛町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から11月30日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桟長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から9月2日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
増さけ定第4号	増毛郡増毛町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から11月30日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桟長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から9月2日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
増さけ定第5号	増毛郡増毛町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から11月30日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桟長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から9月2日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
留さけ定第1号	留萌市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から11月30日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桟長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から9月2日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
小平さけ定第1号	留萌郡小平町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から11月30日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桟長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から9月2日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

[illegible]

幌延さけ定第3号	天塩郡幌延町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から11月30日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	欄別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から9月2日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
留ひらめ定第1号	留萌市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	ひらめ定置漁業	4月5日から9月15日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	欄別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 9月1日から9月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけが漁獲されたときは、直ちに海中に戻さなければなりません。